

枚方市空家等対策計画【概要版】

本計画について

- 今後も増加し続けることが見込まれる空き家・空き地への対策を総合的かつ計画的に推進するため作成する。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく、「空家等対策計画」として作成する。
- 本計画の期間は平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間とし、対象地区は「市内全域」とする。

本市の空き家の現状

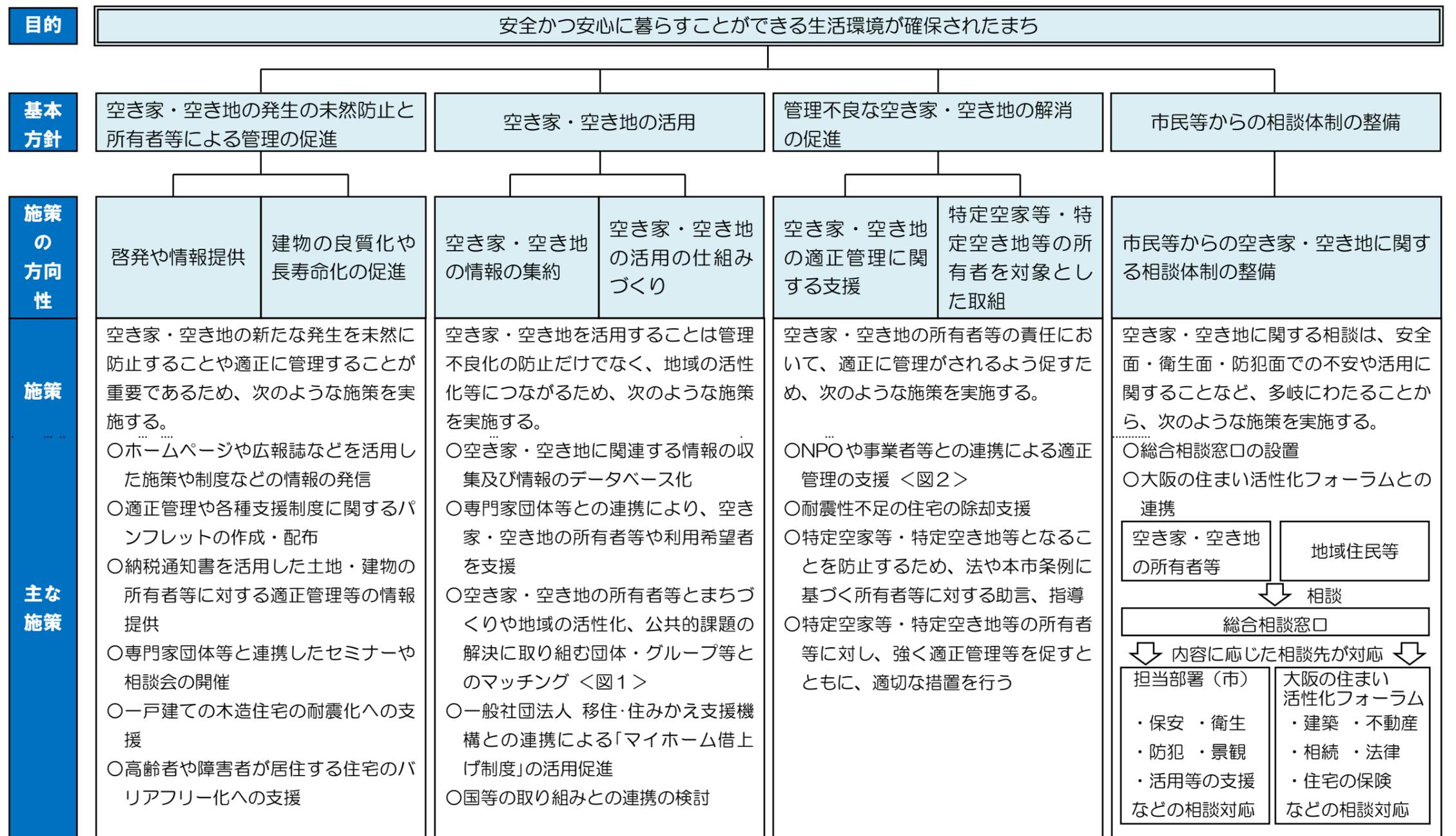
- 空家等*・空き長屋の件数 →3,721 件
- 空家等*・空き長屋率 →約 3.9%
- 平成 28・29 年度に実施した空家等実態調査結果による

※空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する「空家等」をいう。

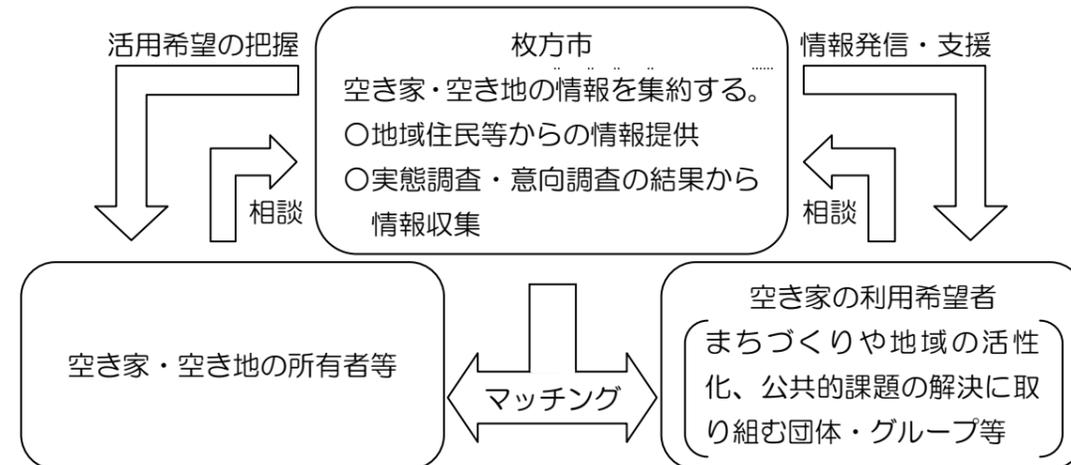
本計画の推進

- 【計画の推進体制】
- 空き家・空き地に関する総合相談窓口や「空き家対策検討委員会」、「枚方市空家等対策協議会」を設置する。
 - 他の行政機関、専門家団体等と連携する。
- 【計画の進行管理】
- 「枚方市空家対策検討委員会」や「枚方市空家等対策協議会」で評価・検証の上、随時必要に応じて見直す。
 - 「特定空家等や特定空き地等の改善率（毎年）」や「空き家率（5 年毎）」の推移を管理する。

本計画の目的、基本方針と施策の体系、空き家・空き地に関する施策



<図1> 空き家・空き地の活用の仕組み



<図2> NPO や事業者等との連携による適正管理の支援

